

最低賃金二圓拾錢の事

特別技倆ある職工は二圓拾錢以上

但之は造船主隨意のこと

四、日給支拂日

月の内一日、十五日の二回とす

五、雨天作業場を多少設備のこと

六、造船所外の職工にして船主より直接雇入の場合は職工使用

の附属品費として右賃金より一割以上申受けたきこと

回答は来る二月二十五日夕方迄田ノ浦（門司市）新開共同造

船工場内へ願上候

昭和九年二月二十三日

門司市船工會

造船所 御中

五、解決状況

船主側にては直ちに對策協議の結果労働時間の短縮は之を絶對容認せざる方針の下に、回答期日たる二月二十五日双方會見したるも纏らず更に三月五日再度接衝の末次の條件にて解決す。

解決條件

一、労働時間

一日の労働時間は十時間を基準とし夏冬期に於て適宜協定の上決定すること

二、工賃

普通賃金壹圓八拾五錢とし、船主よりの取下げ賃金は貳圓拾錢以上とす

三、日給支拂日